

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

令和３年２月１９日

奈良県収用委員会会長 福 井 英 之

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道２４号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（大和区間）」・奈良県橿原市土橋町地内から同市曽我町地内まで及び同市新堂町地内から同県大和高田市勝目地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県大和高田市大字出地内

地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
１０３番１	宅地	公衆用道路	196.70	187.53	9.40	4.90

4 土地所有者の名称

植田商事株式会社

山丈商事株式会社

5 土地に関して権利を有する関係人の名称及びその権利の種類

名称	権利の種類
大和高田市上下水道事業管理者	使用借権
関西電力送配電株式会社	使用借権

西日本電信電話株式会社	使用借権
-------------	------

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和3年2月9日